

職員の給与の支給に関する規定

就業規則（2025 年 3 月改訂） 第 29 条・第 30 条・第 31 条・第 32 条・第 33 条・第 34 条・第 35 条・第 36 条・第 37 条・第 38 条・第 39 条・第 40 条に記載があります。

就 業 規 則

(2025 年 3 月)

就 業 規 則

当会の活動に携わる者は、ボランティア精神を持ったプロフェッショナルとして、特定の政治、宗教、思想に偏することなく、世界各地の難民等の自活・自立のために必要な救援・支援その他の国際協力活動を行う。人類の共存・共栄の理念を普及し、我が国の国際的地位の向上に資するべく各自が最大限の努力を払い、人間としての崇高なる誇りを持ち活動していくものとする。

（目的）

第1条 この就業規則（以下「規則」と言う。）は、職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

②アルバイト職員、嘱託職員および専門家については、本就業規則は適用しない。

（規則の遵守）

第2条 会及び職員は、ともにこの規則を守り、相互に協力して業務の運営に当たらなければならない。

（服務規律）

第3条 職員は、会の指示・命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、職場の秩序の維持に務めなければならない。

（服務遵守事項）

第4条 職員は次の事項を守らなければならない。

- 一 許可無く職務以外の目的で会の施設、物品等を使用しないこと
- 二 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不正な行為をおこなわないこと
- 三 会の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと
- 四 会及び関係先の情報、機密を漏らさないこと
- 五 許可無く他の会社・団体等の報酬を伴う業務に従事しないこと
- 六 職務上の地位や人間関係などにおける職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、あるいは職務とは関係無い事項に関して、他の職員（アルバイトやインターン、ボランティアを含む）および会に関係する全ての人に精神的・身体的苦痛を与え、就業環境の悪化や雇用に関する不安を発生させるような行為をしないこと。
- 七 性的な言動によって、他の職員（アルバイトやインターン、ボランティアを含む）および会に関係する全ての人に苦痛や不快感を与えたり、就業環境を害したりする行為をしないこと。
- 八 妊娠・出産や育児・介護等に関する制度等の利用に関して就労環境を害する言動をとることおよび妊娠・出産等に関して他の職員（アルバイトやインターン、ボランティアを含む）や会に関係する全ての人に苦痛や不快感を与える言動をとらないこと。解雇や不利益な取扱いを示唆する行為も含まれる。
- 九 六から八に規定するもののほか、あらゆるハラスメントや、性的指向や性自認、性別や婚姻状況、宗教、信仰、年齢、障がい、民族、出身地などの特徴をもとにした差別的発言をしてはならない。また、職員が上記のようなハラスメント行為に抗議や拒否等を行ったことや通報したこと、

調査に協力したことに対し、不当な人事考課や配置転換等の不利益を与える行為やそれを示唆する言動をしてはならない。

十 個人情報保護法を遵守すること

十一 会が別途定めている「行動基準」を遵守すること

十二 その他酒気をおびて就業するなど、職員としてふさわしくない行為をしないこと

（契約期間）

第5条 職員の雇用契約の期間は原則として1年間とする。契約期間満了後は会・職員双方の合意の下に、契約を更新する。更新期間は原則として1年間とする。

② 当会との雇用契約が通算して3年間を超える職員が、期間の定めのない雇用契約の締結の申し込みをしたときは、会は当該契約の申込みを承諾したものとみなす。

（採用手続き及び提出書類）

第6条 会は、就職希望者のうちから書類選考・面接を経て職員を採用する。職員に採用された者は、会が指定する書類を勤務開始日から2週間以内に提出しなければならない。

（試用期間）

第7条 新たに採用した者については、採用の日から3ヵ月間を試用期間とする。ただし、会が適当と認めるときは、この期間を短縮することができる。

② 試用期間中に職員として不適格と認められた者は、解雇することがある。

③ 試用期間は、勤続年数に通算する。

（労働条件の明示）

第8条 会は、職員との雇用契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにする為に労働条件通知書を交付して、労働条件を明示するものとする。

（人事異動）

第9条 会は、業務上必要がある場合は、職員の就業場所又は従事する業務の変更を命ずることがある。又、会に籍を置いたまま他機関に出向を命じることがある。

（就労時間）

第10条 就労時間は、1週間については40時間、1日については8時間とする。

② 始業、終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ又は繰り下げることがある。

始業・終業時間

始業	午前10時00分
----	----------

終業	午後7時00分
----	---------

③ 前2項の規定にかかわらず、会は、職員に対し、職員の過半数を代表する者と、労働基準法第32条の3に基づき、次の事項を定めた労使協定を締結して、その職員にかかる始業及び終業の時刻をその職員の決定にゆだねることがある。

一 対象となる職員の範囲

二 清算期間

三 清算期間における総労働時間

四 標準となる1日の労働時間

五 コアタイムを定める場合には、その開始・終了時刻

六 フレキシブルタイムを定める場合には、その開始・終了時刻

④前項の場合、締結した労使協定を就業規則に添付して就業規則の一部とし、就業規則に定めのない場合は、当該協定の定める内容によるものとする。

⑤休憩時間は、労働時間の途中の1時間とする。

(休日)

第11条 休日は次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）

三 会が指定する日

②業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を同一賃金計算期間内の他の日と振り替えることがある。

③週は日曜日に始まり土曜日に終わるものとする。法定休日は日曜日とする。ただし、会は、業務上の必要に応じて同一週の他の日を法定休日として他の日を法定休日として振り替えることができる。

(時間外及び休日労働)

第12条 業務の都合により、第10条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、あらかじめ会は職員代表と書名による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届けるものとする。

② 会は、妊娠中または産後1年未満の職員から請求があった場合、時間外、休日労働又は深夜（午後10時から午前5時まで）の労働に従事させない。

(就業場所)

第13条 職員は所定の就業場所に出勤し勤務することを基本とする。

②業務に影響が出ない範囲で、自宅で勤務することができるが、緊急時の対応など業務上の都合により、会は出勤を命じることがある。

③在宅勤務の労働条件及び手続については「在宅勤務規程」の定めるところに従う。

(年次有給休暇等)

第14条 各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した職員に対しては、次のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

勤続年数	3ヵ月	1年3ヵ月	2年3ヵ月	3年3ヵ月	4年3ヵ月	5年3ヵ月	6年3ヵ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

--	--	--	--	--	--	--	--

②第1項の規定にかかわらず、2018年4月1日以降に入職した職員については、各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した職員に対しては、次のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を付与する。この場合において、初年度については付与すべき年次有給休暇のうち5日間を勤務開始日に所定の要件を充足したものとみなして付与する。

勤続年数	3ヵ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
付与日数	10日 (勤務開始日に5日)	11日	12日	14日	16日	18日	20日

③会は、職員代表との書面による協定により前2項の年次有給休暇のうち、1年について5日間の範囲内で時間単位の年次有給休暇を付与する。

④職員は、欠務期間が暦日9日間を超える有給休暇を取得しようとする場合は、指定しようとする休暇の初日の1か月前までに上長に対して休暇取得の申し出を行い、上長との間で調整を行わなければならない。職員が調整を経ずに休暇届を提出したときは、当該休暇届に係る有給休暇の取得を認めない場合がある。

⑤年次有給休暇の残余日数は、翌年に限り繰り越すことができる。

⑥職員は、第1項及び第2項の年次有給休暇の付与日から1年間に年次有給休暇を少なくとも5日間取得しなければならない。ただし、1年間の年次有給休暇付与日数が10日間未満の職員はこの限りではない。

⑦前項で定めた有給休暇の取得を確実にするため、会は、職員の年次有給休暇の取得状況に応じて年次有給休暇取得希望を聴取し取得日の指定を行うことがある。

(赴任準備休暇)

第15条 海外事務所赴任の内示を受けた職員、または「日本国内赴任に関する規定」で定める日本国内赴任の条件を満たす職員は、2日間の赴任準備休暇を取得することができる。

②赴任準備休暇は有給とする。

(リフレッシュ休暇)

第16条 海外のハードシップカテゴリーE又はDの地域に出張する職員は、同地域での勤務期間が2か月を経過するごとに、4日間のリフレッシュ休暇を申請により取得することができる。

②リフレッシュ休暇は有給とする。

③リフレッシュ休暇と年次有給休暇および振替休日は、これらを併せて取得することができる。ただし、休暇と休日を合わせた期間が10日間を超えない場合に限る。

④海外のハードシップカテゴリーE又はDの地域に出張する職員が、リフレッシュ休暇を取得する場合、海外駐在員実務要項の規定に準じてリフレッシュ休暇交通費補助及びリフレッシュ休暇定額手当を支給する。

(緊急支援リフレッシュ休暇)

第17条 緊急支援事業に従事する職員は、「緊急支援リフレッシュ休暇取得規程」の定めるところ

ろにより、緊急支援リフレッシュ休暇を取得することができる。

（年末年始休暇）

第 18 条 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日までは年末年始休暇とする。

（慶弔休暇）

第 19 条 職員は、以下の事由の場合、慶弔休暇を取得することができる。

- 一 本人が結婚したとき 休日を含め 1 週間の連続休暇
- 二 妻が出産したとき 2 日間の休暇
- 三 配偶者、一親等親族が死亡したとき 休日を含め 10 日間の連続休暇
- 四 二親等親族が死亡したとき 3 日間の休暇
- 五 三親等親族が死亡したとき 1 日間の休暇

②前項第一号の休暇を取得する者は、有給休暇（振替休日を含む、以下同じ）を併せて取得することができる。ただし、慶弔休暇、有給休暇、休日の合計日数が 12 日間を超える場合はこの限りでない。

③第一項第一号の休暇を結婚後直ちに取得しない場合においては、結婚時に休暇取得予定時期を申告しなければならない。

④慶弔休暇の期間は通常の給与を支払う。

⑤慶弔休暇を取得しようとする職員は、上長に対し取得事由に該当する具体的事情を説明しなければならない。上長は、休暇取得の必要性と妥当性が認められる範囲内で慶弔休暇の日数及び日程を承認しなければならない。

（傷病休暇）

第 20 条 職員が重度の負傷または疾病により就業できなくなった場合、下記の通り傷病休暇を取得することができる。（医師・医療機関による診断書を提出すること）

一 公傷病

イ 傷病の原因が業務に直接関係あると認められる場合、公傷病休暇とする。ただし業務に関係ある傷病でも、職員の故意または重大な過失が原因の場合は除く。

ロ 公傷病休暇は原則 1 ヶ月以内とする。1 ヶ月を超えてなお療養が必要であると認められる場合には、さらに 1 ヶ月休暇を延長（事務局長の承認が必要）するか、または傷病による休職とする。

ハ 公傷病休暇期間中は、各種手当を含む給与全額を支給する。

二 私傷病

傷病の原因が業務に直接関係ない場合、別に定める「私傷病特別休暇・傷病休職規程」に準じる。

（産前産後の休暇）

第 21 条 妊娠中の職員は、出産予定日の 6 週間前（多胎妊娠の場合は 14 週間前）から産前休暇を取得することができる。

②出産した職員は、8 週間産後休暇を取得することができる。ただし職員が希望する場合にはこの期間を 6 週間とし、医師が支障がないと認めた業務を行うことができる。

（母性健康管理のための休暇等）

第 22 条 妊娠中又は出産後 1 年未満の職員は、母子保健法に定める健康診査又は保健指導を受けるために、以下の通り休暇を取得することができる。

一 産前の場合

妊娠 23 週まで 4 週に 1 回

妊娠 24 週から 35 週まで 2 週に 1 回

妊娠 36 週から出産まで 1 週に 1 回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という）がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な頻度とする。

二 産後（1 年以内）の場合 医師等の指示により必要な頻度。

② 妊娠中又は出産後 1 年未満の職員は、勤務時間について保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導を受けた場合、以下の措置を受けることができる。

一 妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として 1 時間の勤務時間短縮又は 1 時間以内の時差出勤

二 妊娠中の休憩の特例

休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

三 妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置

妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

③ 本条第 1 項に定める休暇は、いずれも無給とする。

（育児時間等）

第 23 条 1 歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほかに 1 日について 2 回、1 回について 30 分の育児時間を与える。

②生理日の就業が著しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

③第 1 項の育児時間、第 2 項の休暇は、いずれも無給とする。

（育児休業等）

第 24 条 子を養育する職員は、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」の定めるところにより、育児休業又は育児短時間勤務をすることができる。

（子の看護休暇）

第 25 条 小学校 3 年生修了までの子を養育する職員は、以下の事由に該当する場合には、当該子が 1 人の場合は 1 年間に付き 5 日、2 人以上の場合は 1 年間に付き 10 日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

一 負傷又は疾病にかかった当該子の世話をするため

二 当該子に予防接種や健康診断を受けさせるため

三 感染症に伴う当該子の学級閉鎖や休園（登園自粛含）

四 当該子の入園・入学式、卒園式に出席するため

②子の看護休暇は、1 時間単位または半日単位（1 日の所定労働時間の 2 分の 1）で取得することができる。

③本条第1項に定める休暇は無給とする。

(介護休業等)

第26条 家族を介護する必要がある職員は、「介護休業及び介護短時間勤務に関する規程」の定めるところにより、介護休業又は介護短時間勤務をすることができる。

(介護休暇)

第27条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、当該家族が1人の場合は年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

②介護休暇は、1時間単位または半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で取得することができる。

③本条第1項に定める休暇は無給とする。

(健康診断の受診)

第28条 職員は各年度内に1回、一般健康診断を受診しなければならない。健康診断の受診に必要な時間は勤務時間とみなす。

②職員は前項の他に、会が必要と認めたときは、会の指定する医療機関による健康診断を受けなければならない。

③会は前項の健康診断の結果により、業務の制限・転換・またはその他の保健措置を講ずることがある。

(賃金の構成)

第29条 賃金の構成は、次のとおりとする。

賃金 ・基本給；定額分・勤務地・年齢・勤務歴・役職・役職調整手当・ハードシップに応じて決定
・手当；通勤手当・扶養手当・FR手当
・割増賃金；時間外労働割増賃金・法定休日労働割増賃金・深夜労働割増賃金

第30条 基本給は、定額分のほか各職員の勤務地・年齢・勤務歴・役職・ハードシップに基づき決定する。金額は別に定める給与テーブルのとおりとする。

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、月額30,000円迄の範囲内において通勤に要する実費を支給する。ただし、経済的で合理的な経路として会が承認した費用に限る。

(扶養手当)

第32条 扶養手当は、「扶養手当支給要領」の定めるところにより、扶養家族2人まで、1人あたり月額10,000円を支給する。

(FR手当)

第 33 条 準認定ファンドレイザーまたは認定ファンドレイザーの試験に合格した職員に対しては、「ファンドレイザー手当支給規程」の定めるところにより、FR 手当を支給する。

(割増賃金)

第 34 条 会の賃金は以下の所定労働日数を基に計算する。

年 365 日－休日 124 日＝所定労働日数 241 日

② 割増賃金は、次の計算により支給する。

一 時間外労働割増賃金

割増賃金は、次の計算により支給する。

●時間外労働が 1 か月 60 時間以下の部分

$(\text{基本給}) \div 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}(160 \text{ 時間}) \times 1.25 \times (\text{当該清算期間における総労働時間} - 8 \text{ 時間} \times \text{当該清算期間内の所定労働日数})$

●時間外労働が 1 か月 60 時間を超える部分

$(\text{基本給}) \div 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}(160 \text{ 時間}) \times 1.50 \times (\text{当該清算期間における総労働時間} - 8 \text{ 時間} \times \text{当該清算期間内の所定労働日数})$

二 法定休日労働割増賃金（法定休日に労働をさせた場合）

$(\text{基本給}) \div 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}(160 \text{ 時間}) \times 1.35 \times \text{休日労働時間}$

三 深夜労働割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

$(\text{基本給}) \div 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}(160 \text{ 時間}) \times 0.25 \times \text{深夜労働時間}$

(休暇等の賃金)

第 35 条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

② 産前産後の休業期間、育児・介護法に基づく育児休業の期間、育児時間、生理日の不就労日、及び子の看護休暇は無給とする。

③ 休職期間中は、各種手当を含む賃金を支給しない。

④ 無給扱いの休暇中は、基本給を支給しない。その控除額の計算方法は、第 36 条と同様とする。各種手当は控除対象外とする。

(欠勤等の扱い)

第 36 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。その計算方法は以下の通りとする。

$\text{基本給} \div 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}(160 \text{ 時間}) \times \text{欠務の合計時間数}$

(賃金の計算期間及び支払日)

第 37 条 賃金(割増賃金を含む)は、毎月末日に締切り、翌月 25 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその直前の平日に繰り上げて支払う。

② 欠務及び無給休暇分の賃金は毎月末日に締め切り、翌月 25 日に支払うべき賃金から控除する。

③ 賃金計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該賃金計算期間の所定労働日

数に労働した時間数を基準に計算して支払う。

④賃金計算期間の途中で賃金に変更された場合は、当該賃金計算期間の初日に賃金に変更されたものとみなして賃金を計算して支払う。

（賃金の支払いと控除）

第 38 条 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除する。

- 一 源泉所得税
- 二 住民税
- 三 健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- 四 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- 五 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

（昇給）

第 39 条 昇給は、勤務開始後 1 年間を経過する毎に基本給について行うものとする。ただし、会の財務内容が著しく悪化その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

② 前項のほか、特別に必要な場合は、臨時に昇給を行うことがある。

③ 昇給額は、職員の欠勤状況等を考慮して各人ごとに決定する。

（特別手当）

第 40 条 特別手当は、職員に対し会の業績等を勘案して、7 月及び 12 月に支給することがある。手当額の額は、職員の欠勤状況などを考慮して各人ごとに決定する。

（宿泊場所のあっせん）

第 41 条 会は、職員に対し、「宿泊場所あっせん規程」の定めるところにより暫定的に利用する住居をあっせんする場合がある。

（定年等）

第 42 条 職員の定年は、満 65 歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

② 職員が退職を願い出て会から承認されたとき、又は退職願を提出して 14 日を経過したときは退職とする。

（退職金または勤務功労金）

第 43 条 職員となった者は、退職金または勤務功労金のいずれかを選択できる。

- 一 退職金 中小企業退職金共済制度により退職金を積み立て、退職時に受領
- 二 勤務功労金 職員が次のいずれかの方法を指定し受領
 - (1) 第一号の月額掛け金と同額を当会の退職積立金額に積み立て、退職時に受領
 - (2) 第一号の月額掛け金と同額を賃金とあわせて勤務期間中毎月受領

（解雇）

第 44 条 職員が次のいずれかに該当するときは、第 7 条で定める試用期間を除き 30 日前に予告して解雇するものとする。

- 一 勤務成績又は業務能力が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認められたとき
- 二 刑法の定める犯罪に該当する行為を行なったとき、又は素行不良で職員としてふさわしくないと認められたとき
- 三 健康上の理由により、業務に耐えられないと認められたとき
- 四 事業の縮小、その他事業の運営上やむを得ない事情により、職員の減員が必要となったとき
- 五 その他前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき

(懲戒の種類)

第45条 会は、職員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。

一 けん責

始末書を提出させて、将来を戒める。

二 減給

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに賃金を減ずる。この場合、減給の額は1事案について平均賃金の1日分の半額とし、一賃金支払期間の減給総額が当該賃金支払期間における賃金総額の10分の1を超えないものとする。ただし、減給総額が当該賃金支払期間における賃金総額の10分の1を超える部分については、翌月以降の賃金を減ずる。

三 出勤停止

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに、7労働日以内の期間を定めて出勤を停止し、その期間の賃金は支払わない。

四 諭旨解雇

懲戒解雇相当の事由がある場合で本人に反省が認められるときは、解雇事由に関し本人に説諭して解雇することがある。諭旨解雇となる者には、状況を勘案して退職金の一部を支給しないことがある。

五 懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時解雇する。ただし、労基法20条1項ただし書の定める解雇予告除外事由がある場合には、解雇予告手当を支給しない。懲戒解雇となる者には、その状況を勘案し、退職金の全部又は一部を支給しない。

(懲戒の事由)

第46条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止に処する。

- 一 正当な理由なく無断欠勤をしたとき
- 二 正当な理由なくしばしば遅刻、早退をしたとき
- 三 過失により会に損害を与えた時
- 四 素行不良で会内の秩序及び風紀を乱したとき
- 五 第4条に違反したとき

②従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、諭旨解雇又は懲戒解雇に処する。ただし、反省が顕著に認められること等を勘案し、前項の処分にとどめることがある。

- 一 会の事業の受益者の権利を不当に侵害したとき

- 二 故意により会の物品を損壊し、会に重大な損害を与えたとき
- 三 自己又は第三者のために職員としての地位を不正に利用し、会に重大な損害を及ぼしたとき
- 四 会の名誉もしくは信用を著しく毀損する行為をし、又は会に重大な損害を与えたとき
- 五 支援者の個人情報等重要な情報を漏えいし、もしくは漏えいしようとし、会の名誉もしくは信用を棄損し、又は会に重大な損害を与えたとき
- 六 無許可で兼業し、会に重大な損害を与えたとき
- 七 第4条に違反し、その情状が悪質と認められる場合、またはそれらが再度に及んだ場合
- 八 業務上の指示または会の諸規程に著しく違反した場合で行為態様が悪質なとき
- 九 前項各号の行為を反復し、指導にもかかわらず改善がみられないとき

(懲戒の手続)

第47条 事務局長は、前条各号の懲戒事由の存在が疑われるときはその存否を確認するために、調査・認定委員会を設置することができる。調査・認定委員会は3名以上の職員で構成するものとする。事務局長は、外部専門家を調査・認定委員に選任することができる。

②職員は、前条各号の懲戒事由の存在があると思料するときは、事務局長に対して調査・認定委員会の設置を請求することができる。事務局長は、特段の事由がない限り、調査・認定委員会の設置請求を拒むことはできない。

③調査・認定委員会は、中立公正を旨とし、事実の認定を速やかに行い、事務局長に事実認定の結果を報告しなければならない。調査・認定委員会は事実認定のみを行うものとし、事案の評価を行ってはならない。

④事務局長は、調査・認定委員会が懲戒事由に該当する事実があると認定したときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

⑤理事長は、前項の報告を受けたときは、第45条各号の懲戒処分を決定するために、懲戒委員会を設置しなければならない。懲戒委員会は理事及び監事を含む3名以上の役職員で構成するものとする。

⑥理事長は懲戒委員会の決議に基づき懲戒処分を行うものとする。

⑦会は、懲戒処分の内容、及び調査・認定委員会の事実認定の結果について、必要に応じて公表することができる。

附 則

実施 2002年4月1日

改訂 2003年4月1日

2005年7月25日

2007年5月16日

2011年9月1日

2013年3月29日

2013年10月25日

2017年5月1日（懲戒規定導入）

2018年4月1日（有給休暇分割付与、赴任準備休暇導入、リフレッシュ休暇導入）

2019年1月25日（フレックスタイム制導入）

2020年7月24日 給与締め日変更に伴う改訂

2023 年 12 月 28 日 ハラスメントの定義をより具体的に追記、またそれに係る懲戒の事由を修正。赴任準備休暇適用拡大。時間外労働割増賃金の計算方法を一部修正。賃金から控除するものに住民税追加。定年引上げ。

2025 年 3 月 1 日 服務遵守事項に行動基準を追加。子の看護休暇の取得事由追加。介護休暇導入。在宅勤務制度の導入（就業場所に関する条項を修正）。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	事業年度	令和6年4月1日～令和7年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取寄附金	393,379,953 円
資産受贈益（物品切手等の現物寄附）	15,012,631 円
正会員収入	798,000 円
協力会員収入	2,130,000 円
チャリティグッズ事業収入	22,570,234 円
受託・著作権収入	5,152,983 円
受取利息	742,149 円
受取配当金	1,260,000 円
補助金・助成金収入	1,029,575,305 円
雑収入（講演料原稿料、保険金収入等）	2,195,579 円
合 計	1,472,816,834 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		512,925,411 円	海外事業 補助金
		494,541,123 円	国内外事業助成金
		9,285,245 円	ふるさと納税
		4,000,000 円	TOTO 水環境基金
		2,508,119 円	海外事業（スーダン）助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		54,756,090 円	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の業務委託
		36,894,544 円	アフガニスタン・ヘラート地震被災者に対する支援物資
		28,000,250 円	アフガニスタン、ウクライナ地雷・不発弾除去活動の業務委託
		26,217,513 円	台湾地震被災者に対する人道支援の業務委託
		22,668,482 円	事務所家賃。管理費等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		カレン州パアン地区におけるインクルーシブ教育支援事業(第3年次)関係者への研修に従事する謝金	令和6.08.07	11,000円	業務委託契約による
		ヤンゴン地域におけるインクルーシブ教育推進体制構築事業(第3年次)における関係者への研修謝金	令和6.08.22	48,000円	〃
		タジキスタンIE教育推進のための教職課程構築事業における関係者への研修謝金	令和6.11.08	48,000円	〃
		カレン州パアン地区におけるインクルーシブ教育支援事業(第3年次)関係者への研修に従事する謝金	令和6.03.05	48,000円	〃
		広報業務委託費3月分	令和6.04.09	230,000円	業務委託契約による
		広報業務委託費4月分	令和6.05.10	230,000円	〃
		広報業務委託費5月分	令和6.06.10	230,000円	〃
		広報業務委託費6月分	令和6.07.24	253,000円	〃
		広報業務委託費7月分	令和6.08.09	253,000円	〃
		広報業務委託費8月分	令和6.09.10	253,000円	〃
		広報業務委託費9月分	令和6.10.10	253,000円	〃
		広報業務委託費10月分	令和6.11.13	253,000円	〃
		広報業務委託費11月分	令和6.12.17	253,000円	〃
		広報業務委託費12月分	令和7.01.10	253,000円	〃

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑥イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与 の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			役員報酬	令和6年4月1日 令和7年3月31日	7,992,000 円
			給与	令和6年4月1日 令和7年3月31日	7,290,800 円
			給与	令和6年4月1日 令和7年3月31日	947,000 円
			給与	令和6年11月6日 令和7年3月31日	5,790,004 円
			給与	令和6年4月1日 令和7年3月31日	
			給与	令和6年4月1日 令和7年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
249 人	502,953,324 円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
別紙			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

[illegible]

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令和6年4月9日	55,784 円	令和5年7月大雨（秋田県）被災者 支援活動費用 支援金
		令和6年4月9日	69,010 円	令和5年7月大雨（秋田県）被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年4月9日	2,270,000 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年4月18日	4,138,930 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年4月24日	1,386,988 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年5月1日	84,160 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年5月1日	500,000 円	東日本大震災被災者 イベント開催費用 支援金
		令和6年5月7日	30,467 円	令和5年7月大雨（秋田県）被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年5月10日	1,110,974 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年5月16日	485,156 円	令和6年能登半島地震被災者 支援活動費用 支援金
		令和6年5月27日	329,709 円	東日本大震災被災者 イベント開催費用 支援金
		令和6年6月4日	86,590 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年6月7日	3,828,895 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年6月7日	700,000 円	東日本大震災広域避難者 生活再建費用 支援金
		令和6年6月7日	56,363 円	令和5年7月大雨（秋田県）被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年6月12日	521,015 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年6月18日	1,464,540 円	令和6年能登半島地震被災者 備品 支援金
		令和6年6月20日	700,506 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年6月20日	2,452,980 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年7月3日	1,733,928 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年7月3日	86,483 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年7月4日	31,646 円	令和5年7月大雨（秋田県）被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年7月4日	6,487 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年7月8日	1,616,217 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年7月18日	1,477,835 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年7月31日	61,309 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年8月7日	251,447 円	令和6年能登半島地震被災者 移動入浴車 支援金
		令和6年8月9日	86,694 円	令和5年7月大雨（秋田県）被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年8月9日	1,012,287 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年8月20日	2,464,779 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年8月26日	71,638 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年8月27日	1,345,943 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年8月27日	1,999,642 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年8月29日	40,000 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年9月6日	29,327 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年9月10日	603,892 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年9月24日	73,297 円	令和6年能登半島地震被災者 支援活動費用 支援金

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令和6年10月2日	1,302,000 円	ベトナム台風11号被災者 生産機械修繕/交換 支援金
		令和6年10月3日	896,000 円	ベトナム台風11号被災者 生産機械修繕/交換 支援金
		令和6年10月11日	41,684 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年11月6日	70,676 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年11月14日	472,728 円	令和5年7月大雨（秋田県）被災者 支援活動費用 支援金
		令和6年11月14日	220,709 円	令和6年能登半島地震被災者 支援活動費用 支援金
		令和6年12月11日	172,822 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和6年12月19日	905,000 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年12月19日	455,411 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和7年1月10日	63,227 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和7年1月28日	87,430 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和7年1月31日	941,587 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和7年1月31日	526,210 円	令和6年能登半島地震被災者 支援活動費用 支援金
		令和7年2月20日	7,000,000 円	令和6年能登半島地震被災者 家屋補修/改修費用 支援金
		令和7年2月28日	73,561 円	東日本大震災広域避難者 交流会費用 支援金
		令和7年3月24日	324,742 円	令和6年能登半島地震被災者 家屋補修/改修費用 支援金
		令和7年3月24日	105,890 円	令和6年能登半島地震被災者 支援活動費用 支援金
		令和7年3月26日	839,851 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し費用 支援金
		令和6年4月12日	42,411 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和6年4月12日	3,816 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年4月12日	361,843 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し材料寄贈
		令和6年4月12日	32,158 円	東日本大震災被災者 備品寄贈
		令和6年4月12日	24,800 円	令和6年能登半島地震被災者 生活用品寄贈
		令和6年4月12日	3,960 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し材料寄贈
		令和6年4月12日	99,000 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年4月26日	154,550 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年5月1日	699,050 円	東日本大震災被災者 避難所整備/改修工事
		令和6年5月10日	42,411 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和6年5月10日	960,300 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年5月10日	36,243 円	令和6年能登半島地震被災者 生活用品寄贈
		令和6年5月13日	25,017 円	令和6年能登半島地震被災者 生活用品寄贈
		令和6年5月13日	153,305 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し材料寄贈
		令和6年6月3日	638,000 円	令和6年能登半島地震被災者 地盤沈下復旧工事
		令和6年6月3日	693,000 円	令和6年能登半島地震被災者 備品取付
		令和6年6月3日	448,800 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年6月7日	42,411 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令和6年6月10日	220,000 円	令和6年能登半島地震被災者 備品修繕
		令和6年6月17日	132,670 円	令和6年能登半島地震被災者 生活用品寄贈
		令和6年6月17日	166,070 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年7月4日	9,447 円	令和6年能登半島地震被災者 炊き出し材料寄贈
		令和6年7月4日	27,280 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年7月4日	5,280 円	令和6年能登半島地震被災者 学習用品寄贈
		令和6年7月8日	66,000 円	令和6年能登半島地震被災者 学習用品寄贈
		令和6年7月9日	42,411 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和6年8月22日	42,411 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和6年9月19日	42,411 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和6年10月10日	42,411 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和6年10月10日	16,467 円	令和6年能登半島地震被災者 生活用品寄贈
		令和6年10月10日	43,780 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年11月11日	2,433,500 円	令和6年能登半島地震被災者 建屋寄贈
		令和6年11月13日	79,847 円	令和6年能登半島地震被災者 食料品寄贈
		令和6年11月14日	3,624,900 円	令和6年能登半島地震被災者 建屋寄贈
		令和6年11月25日	330,000 円	令和6年能登半島地震被災者 建屋寄贈
		令和6年11月25日	1,528,266 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年12月12日	44,388 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和6年12月25日	44,388 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和6年12月26日	62,745 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和6年12月26日	29,260 円	令和6年能登半島地震被災者 生活用品寄贈
		令和6年12月26日	32,880 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和7年1月7日	44,388 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和7年1月10日	143,940 円	東日本大震災被災者 備品寄贈
		令和7年1月17日	9,000,000 円	令和6年能登半島地震被災者 避難所整備/改修工事
		令和7年2月14日	388,485 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和7年2月14日	448,626 円	令和6年能登半島地震被災者 家電寄贈
		令和7年2月14日	85,003 円	令和6年能登半島地震被災者 防災用品寄贈
		令和7年2月14日	44,388 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和7年2月14日	384,780 円	東日本大震災被災者 避難所整備/改修工事
		令和7年2月27日	33,980 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和7年2月28日	3,056,534 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和7年3月5日	96,800 円	東日本大震災被災者 避難所整備/改修工事
		令和7年3月7日	96,800 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和7年3月14日	74,778 円	令和6年能登半島地震被災者 備品寄贈
		令和7年3月14日	23,007 円	令和6年能登半島地震被災者 防災用品寄贈
		令和7年3月14日	49,711 円	令和6年能登半島地震被災者 防災用品寄贈

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令和7年3月14日	44,388 円	東日本大震災被災者 飲料水寄贈
		令和7年3月14日	37,294 円	令和6年能登半島地震被災者 家電寄贈
合計			75,345,235 円	

6 海外への送金等に関する事項

〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額		
令和6年4月3日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,218,400 円
令和6年4月3日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,525,700 円
令和6年4月3日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	762,850 円
令和6年4月3日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	50,000.00	7,615,000 円
令和6年4月3日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	55,000.00	8,376,500 円
令和6年4月8日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	9,000.00	1,375,380 円
令和6年4月8日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	6,000.00	915,000 円
令和6年4月9日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	769,200 円
令和6年4月12日	トルコ・シリア難民に対する食糧配付支援の委託費として、 [](現地協力団体)へ支払い	USD	26,209.09	4,039,344 円
令和6年4月15日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	99,630.00	15,358,960 円
令和6年4月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	22,000.00	3,368,100 円
令和6年4月15日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	82,000.00	12,641,120 円
令和6年4月15日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	22,000.00	3,391,520 円
令和6年4月15日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	4,000.00	616,640 円
令和6年4月15日	カブール事務所へ活動資金として	USD	4,000.00	618,000 円
令和6年4月15日	カブール事務所へ活動資金として	USD	23,000.00	3,553,500 円
令和6年4月15日	カブール事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,545,000 円
令和6年4月17日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	4,000.00	616,320 円
令和6年4月17日	パアンにおけるバリアフリー改修工事代金として、 [](建設業者)へ支払い	MMK	53,529,000.00	4,185,967 円
令和6年4月17日	モロッコ地震被災者に対する人道支援の委託費として、 [](現地協力団体)へ支払い	EUR	10,000.00	1,654,500 円
令和6年4月18日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、 [](現地協力団体)へ支払い	EUR	93,980.50	15,580,087 円
令和6年4月18日	台湾地震被災者に対する人道支援の委託費として、 [](現地協力団体)へ支払い	TWD	1,000,000.00	4,997,501 円
令和6年4月19日	カブール事務所の賃貸料として、 [](事務所オーナー)へ支払い	USD	3,315.00	516,377 円
令和6年4月22日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD	17,000.00	2,643,500 円
令和6年4月22日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD	18,000.00	2,799,000 円
令和6年4月22日	ヘラート地震被災者に対する支援物資購入代金として、 [](支援物資業者)へ支払い	USD	18,620.00	2,900,996 円
令和6年4月23日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,555,500 円
令和6年4月23日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	4,500.00	1,476,680 円
令和6年4月24日	キシノウ事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	784,800 円
令和6年4月24日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	5,000.00	841,400 円
令和6年4月24日	パアン事務所へ活動資金として	USD	30,000.00	4,706,100 円
令和6年4月24日	トルコ・シリア難民に対する農業支援の委託費として、 [](現地協力団体)へ支払い	USD	7,034.78	1,094,458 円
令和6年4月30日	パアン事務所へ活動資金として	USD	700.00	110,544 円
令和6年4月30日	パアン事務所へ活動資金として	USD	7,800.00	1,231,776 円
令和6年5月8日	プノンペン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,559,500 円
令和6年5月9日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	3,000.00	1,567,350 円

実施日	使 途	金 額		
令和6年5月10日	ビエンチャン事務所へ活動資金として	USD	8,400.00	1,316,280 円
令和6年5月10日	パアン事務所へ活動資金として	USD	6,000.00	940,200 円
令和6年5月10日	パアン事務所へ活動資金として	USD	700.00	109,690 円
令和6年5月10日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	9,000.00	1,407,600 円
令和6年5月10日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	35,000.00	5,474,000 円
令和6年5月13日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	3,000.00	507,030 円
令和6年5月13日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	784,900 円
令和6年5月13日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	4,000.00	627,920 円
令和6年5月13日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	30,000.00	4,709,400 円
令和6年5月13日	ヘラート地震被災者に対する支援物資購入代金として、 (支援物資業者)へ支払い	USD	216,547.00	33,993,548 円
令和6年5月14日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	22,284.00	3,501,321 円
令和6年5月16日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD	35,700.00	5,520,648 円
令和6年5月16日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,549,700 円
令和6年5月16日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,549,700 円
令和6年5月20日	カブール事務所へ活動資金として	USD	7,000.00	1,098,440 円
令和6年5月20日	カブール事務所へ活動資金として	USD	20,000.00	3,138,400 円
令和6年5月20日	カブール事務所へ活動資金として	USD	7,000.00	1,098,440 円
令和6年5月22日	台湾地震被災者に対する人道支援の委託費として、 (現地協力団体)へ支払い	TWD	2,700,000.00	13,733,469 円
令和6年5月24日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	5,000.00	856,100 円
令和6年5月24日	キシノウ事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	782,200 円
令和6年5月24日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	6,000.00	946,080 円
令和6年5月27日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	5,000.00	841,060 円
令和6年5月27日	キシノウ事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	784,500 円
令和6年5月28日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、 (現地団体)へ支払い	USD	9,456.00	1,490,643 円
令和6年5月28日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、 (現地団体)へ支払い	USD	8,050.00	1,269,002 円
令和6年5月28日	トルコ・シリア難民に対する農業支援の委託費として、 (現地協力団体)へ支払い	USD	4,565.22	720,805 円
令和6年5月30日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,589,800 円
令和6年6月4日	バングラデシュのロヒンギャ難民支援の委託費として、 (協力団体)への支払い	USD	20,000.00	3,149,400 円
令和6年6月4日	パアンにおけるバリアフリー改修工事代金として、工事会社 (工事業者)へ支払い	MMK	53,408,000.00	4,219,232 円
令和6年6月5日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	20,219.00	3,160,229 円
令和6年6月7日	プノンペン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,568,100 円
令和6年6月7日	パアンにおけるバリアフリー改修工事代金として、 (建設業者)へ支払い	MMK	15,294,000.00	1,203,637 円
令和6年6月10日	ウクライナ難民およびホストコミュニティ住民への保護活動および保護メカニズムの強化の委託費として、 (現地協力団体)へ支払い	EUR	25,000.05	4,257,008 円
令和6年6月13日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,260,720 円
令和6年6月13日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	789,600 円
令和6年6月13日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	30,000.00	4,727,700 円
令和6年6月13日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,579,200 円

実 施 日	使 途	金 額		
令和6年6月13日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR	3,000.00	511,980 円
令和6年6月13日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR	8,000.00	1,365,280 円
令和6年6月14日	カブール事務所へ活動資金として	USD	7,000.00	1,108,450 円
令和6年6月14日	カブール事務所へ活動資金として	USD	21,000.00	3,325,350 円
令和6年6月14日	カブール事務所へ活動資金として	USD	12,000.00	1,900,200 円
令和6年6月14日	スーダン国内避難民支援の委託費として、 （現地協力団体）へ支払い	USD	127,349.00	20,122,415 円
令和6年6月19日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	40,000.00	6,358,800 円
令和6年6月19日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	793,300 円
令和6年6月20日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	25,000.00	4,001,750 円
令和6年6月20日	パアン事務所へ活動資金として	USD	11,000.00	1,760,770 円
令和6年6月24日	トルコ・シリア難民に対する農業支援の委託費として、 （現地協力団体）へ支払い	USD	5,389.19	865,623 円
令和6年6月28日	メヘバ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,617,700 円
令和6年6月28日	アフガニスタンにおける地雷・不発弾除去活動の委託費として、 （協力団体）へ支払い	USD	25,000.00	4,044,250 円
令和6年7月2日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	6,400.00	1,041,088 円
令和6年7月5日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,294,960 円
令和6年7月5日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	30,000.00	4,856,100 円
令和6年7月5日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	23,000.00	3,720,610 円
令和6年7月5日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	12,600.00	2,062,746 円
令和6年7月5日	パアン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,637,100 円
令和6年7月5日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、 （現地団体）へ支払い	USD	8,923.00	1,444,366 円
令和6年7月9日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	40,000.00	6,479,200 円
令和6年7月9日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD	22,850.00	3,693,702 円
令和6年7月10日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR	5,000.00	878,750 円
令和6年7月10日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR	3,000.00	527,250 円
令和6年7月16日	パアン事務所へ活動資金として	USD	6,000.00	956,760 円
令和6年7月17日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、 （現地団体）へ支払い	USD	7,710.00	1,227,894 円
令和6年7月18日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	3,900.00	610,584 円
令和6年7月18日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	7,600.00	1,189,856 円
令和6年7月19日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	2,500.00	401,400 円
令和6年7月19日	パアン事務所へ活動資金として	USD	7,400.00	1,188,144 円
令和6年7月19日	キシナウ事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	821,150 円
令和6年7月19日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR	5,000.00	893,750 円
令和6年7月22日	カブール事務所の賃貸料として、 （事務所オーナー）へ支払い	USD	497.25	78,834 円
令和6年7月22日	カブール事務所の賃貸料として、 （事務所オーナー）へ支払い	USD	2,817.75	446,726 円
令和6年7月23日	カブール事務所へ活動資金として	USD	35,000.00	5,522,300 円
令和6年7月23日	カブール事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	788,900 円
令和6年7月25日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、 （現地協力団体）へ支払い	EUR	156,634.17	26,203,330 円

実 施 日	使 途	金 額	
令和6年7月26日	パアン事務所へ活動資金として	USD 9,900.00	1,572,912 円
令和6年7月31日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 85,000.00	13,010,955 円
令和6年8月2日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD 8,000.00	1,201,760 円
令和6年8月2日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD 70,000.00	10,515,400 円
令和6年8月5日	パアンにおけるバリアフリー改修工事代金として、 [redacted] (建設業者)へ支払い	MMK 22,941,000.00	1,688,457 円
令和6年8月8日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR 5,000.00	812,150 円
令和6年8月8日	キシナウ事務所へ活動資金として	USD 5,000.00	737,400 円
令和6年8月8日	パアン事務所へ活動資金として	USD 12,000.00	1,766,040 円
令和6年8月8日	パアン事務所へ活動資金として	USD 1,000.00	147,170 円
令和6年8月8日	カクマ事務所へ活動資金として	USD 30,000.00	4,415,100 円
令和6年8月8日	カクマ事務所へ活動資金として	USD 2,000.00	293,800 円
令和6年8月8日	ドゥシャンベ事務所へ活動資金として	USD 5,000.00	734,500 円
令和6年8月9日	プノンペン事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,483,600 円
令和6年8月13日	カブール事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,483,500 円
令和6年8月13日	カブール事務所へ活動資金として	USD 35,000.00	5,192,250 円
令和6年8月13日	カブール事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,483,500 円
令和6年8月19日	パアン事務所へ活動資金として	USD 20,000.00	2,944,000 円
令和6年8月22日	パアンにおけるバリアフリー改修工事代金として、工事会社 [redacted] (工事業者)へ支払い	MMK 34,121,000.00	2,507,893 円
令和6年8月23日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 18,000.00	2,658,600 円
令和6年8月23日	パアン事務所へ活動資金として	USD 11,000.00	1,624,700 円
令和6年8月28日	スーダン事務所の監査費として、 [redacted] (監査会社)へ支払い	USD 2,450.00	355,176 円
令和6年9月3日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD 8,000.00	1,182,880 円
令和6年9月3日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD 60,000.00	8,871,600 円
令和6年9月5日	パアンにおけるバリアフリー改修工事代金として、 [redacted] (建設業者)へ支払い	MMK 7,647,000.00	555,936 円
令和6年9月6日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR 5,000.00	801,150 円
令和6年9月6日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR 5,000.00	801,150 円
令和6年9月10日	カンボジア事務所へ活動資金として	KHR 168,900.00	5,067 円
令和6年9月10日	プノンペン事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,442,300 円
令和6年9月11日	カクマ事務所へ活動資金として	USD 20,000.00	2,863,400 円
令和6年9月12日	パアン事務所へ活動資金として	MMK 18,000,000.00	1,299,600 円
令和6年9月19日	ヤンゴン事務所の保険料として、 [redacted] (保険会社)へ支払い	USD 3,531.12	510,776 円
令和6年9月24日	カブール事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	2,171,400 円
令和6年9月24日	カブール事務所へ活動資金として	USD 40,000.00	5,790,400 円
令和6年9月30日	パアン事務所へ活動資金として	USD 2,000.00	287,640 円
令和6年9月25日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,442,700 円
令和6年9月26日	ビエンチャン事務所へ活動資金として	USD 4,500.00	653,895 円
令和6年9月30日	パアン事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	2,201,850 円

実 施 日	使 途	金 額		
令和6年9月30日	パアン事務所へ活動資金として	USD	14,000.00	2,013,480 円
令和6年10月2日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	20,000.00	2,897,600 円
令和6年10月2日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	2,000.00	285,460 円
令和6年10月3日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	9,900.00	1,447,479 円
令和6年10月3日	パアン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	731,050 円
令和6年10月3日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、 (現地団体)へ支払い	USD	900.00	133,038 円
令和6年10月4日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	2,500.00	368,550 円
令和6年10月4日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,474,200 円
令和6年10月8日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	90,000.00	13,374,000 円
令和6年10月8日	アフガニスタンにおける地雷・不発弾除去活動の委託費として、 (協力団体)へ支払い	USD	25,000.00	3,715,000 円
令和6年10月11日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	731,050 円
令和6年10月11日	パアンにおけるバリアフリー改修工事代金として、工事会社 (工事業者)へ支払い	MMK	39,220,000.00	2,945,422 円
令和6年10月17日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、 (現地協力団体)へ支払い	EUR	27,997.15	4,578,653 円
令和6年10月21日	カブール事務所へ活動資金として	USD	205,000.00	30,840,200 円
令和6年10月21日	カブール事務所へ活動資金として	USD	20,000.00	3,008,800 円
令和6年10月22日	カブール事務所の賃貸料として、 (事務所オーナー)へ支払い	USD	992.72	150,615 円
令和6年10月22日	カブール事務所の賃貸料として、 (事務所オーナー)へ支払い	USD	112.28	17,035 円
令和6年10月25日	パアンにおけるバリアフリー改修工事代金として、工事会社 (工事業者)へ支払い	MMK	7,844,000.00	603,203 円
令和6年10月30日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	22,000.00	3,393,720 円
令和6年10月30日	レバノン国内避難民およびホストコミュニティ住民への人道支援の委託費として、 (現地協力団体)へ支払い	USD	10,000.00	1,540,100 円
令和6年10月31日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	12,000.00	1,852,080 円
令和6年10月31日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	20,000.00	3,086,800 円
令和6年11月1日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,224,320 円
令和6年11月1日	ドゥシャンベ事務所へ活動資金として	USD	10,920.00	1,668,030 円
令和6年11月5日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR	8,000.00	1,334,640 円
令和6年11月5日	パアン事務所へ活動資金として	USD	20,000.00	3,082,800 円
令和6年11月5日	ウクライナ事業の法的手続きに関わる委託費として、 (コンサルタント会社)へ支払い	EUR	1,585.00	264,425 円
令和6年11月8日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD	12,000.00	1,841,529 円
令和6年11月8日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	3,000.00	461,490 円
令和6年11月8日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,230,640 円
令和6年11月8日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	7,000.00	1,084,860 円
令和6年11月8日	キシナウ事務所へ活動資金として	USD	3,000.00	464,940 円
令和6年11月8日	キシナウ事務所へ活動資金として	EUR	7,000.00	1,180,830 円
令和6年11月12日	プノンペン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,545,300 円
令和6年11月13日	パアン事務所へ活動資金として	USD	17,000.00	2,651,490 円
令和6年11月15日	カブール事務所へ活動資金として	USD	4,000.00	631,320 円
令和6年11月15日	カブール事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,262,640 円

実 施 日	使 途	金 額		
令和6年11月15日	カブール事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,578,300 円
令和6年11月15日	カブール事務所へ活動資金として	USD	30,000.00	4,726,200 円
令和6年11月15日	カブール事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	787,700 円
令和6年11月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,239,840 円
令和6年11月15日	パアン事務所へ活動資金として	USD	12,000.00	1,859,760 円
令和6年11月20日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、 XXXXXXXXXX (現地団体)へ支払い	USD	17,168.00	2,674,273 円
令和6年11月25日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	80,000.00	12,396,000 円
令和6年11月25日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	774,750 円
令和6年11月25日	パアン事務所へ活動資金として	USD	9,900.00	1,573,407 円
令和6年11月25日	カブール事務所の賃貸料として、 XXXXXXXXXX (事務所オーナー)へ支払い	USD	3,315.00	513,659 円
令和6年11月26日	台湾地震被災者に対する人道支援の委託費として、 XXXXXXXXXX (現地協力団体)へ支払い	TWD	3,000,000.00	1,492,537 円
令和6年11月29日	パアン事務所へ活動資金として	USD	35,000.00	5,562,550 円
令和6年12月2日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	7,000.00	1,162,868 円
令和6年12月2日	キシノウ事務所へ活動資金として	USD	3,000.00	460,920 円
令和6年12月3日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	8,600.00	1,296,606 円
令和6年12月5日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	7,000.00	1,057,560 円
令和6年12月6日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	3,000.00	479,340 円
令和6年12月6日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、 XXXXXXXXXX (現地団体)へ支払い	USD	670.00	101,009 円
令和6年12月9日	ビエンチャン事務所へ活動資金として	USD	12,000.00	1,808,880 円
令和6年12月9日	パアン事務所へ活動資金として	USD	9,900.00	1,492,326 円
令和6年12月10日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	9,900.00	1,492,326 円
令和6年12月10日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	3,000.00	482,880 円
令和6年12月10日	カブール事務所へ活動資金として	USD	4,500.00	686,430 円
令和6年12月10日	カブール事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,525,400 円
令和6年12月10日	カブール事務所へ活動資金として	USD	30,000.00	4,567,200 円
令和6年12月10日	カブール事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	761,200 円
令和6年12月11日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,220,480 円
令和6年12月11日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	7,500.00	1,144,200 円
令和6年12月11日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,223,040 円
令和6年12月11日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	45,000.00	6,865,200 円
令和6年12月11日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR	1,000.00	160,990 円
令和6年12月12日	プノンペン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,531,000 円
令和6年12月16日	パアン事務所へ活動資金として	JPY	1,500,000.00	1,500,000 円
令和6年12月23日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD	26,000.00	4,092,920 円
令和7年1月7日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	6,000.00	950,328 円
令和7年1月7日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	2,600.00	413,972 円
令和7年1月7日	パアン事務所へ活動資金として	USD	16,000.00	2,537,120 円

実 施 日	使 途	金 額		
令和7年1月10日	パアン事務所へ活動資金として	USD	18,000.00	2,883,600 円
令和7年1月10日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	20,000.00	3,204,000 円
令和7年1月10日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	25,000.00	4,005,000 円
令和7年1月14日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD	7,000.00	1,107,890 円
令和7年1月14日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	30,000.00	4,748,100 円
令和7年1月14日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,582,700 円
令和7年1月15日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,272,720 円
令和7年1月15日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	5,950.00	975,205 円
令和7年1月15日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、(現地団体)へ支払い	USD	22,984.00	3,656,524 円
令和7年1月15日	ウクライナにおける地雷・不発弾除去活動の委託費として、(協力団体)へ支払い	USD	90,000.00	14,290,200 円
令和7年1月17日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	9,500.00	1,481,525 円
令和7年1月17日	キシノウ事務所へ活動資金として	USD	3,000.00	474,540 円
令和7年1月17日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	7,000.00	1,154,440 円
令和7年1月17日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、(現地協力団体)へ支払い	EUR	50,911.96	8,199,371 円
令和7年1月21日	カブール事務所へ活動資金として	USD	25,000.00	3,920,000 円
令和7年1月21日	カブール事務所へ活動資金として	USD	35,000.00	5,488,000 円
令和7年1月21日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、(現地協力団体)へ支払い	EUR	1,194.24	194,649 円
令和7年1月22日	台湾地震被災者に対する人道支援の委託費として、(現地協力団体)へ支払い	TWD	1,200,000.00	5,994,006 円
令和7年1月22日	ウクライナ事業の法的手続きに関わる委託費として、(コンサルタント会社)へ支払い	USD	500.00	78,125 円
令和7年1月24日	パアン事務所へ活動資金として	JPY	1,500,000.00	1,500,000 円
令和7年1月27日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	781,500 円
令和7年1月29日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	1,500.00	235,020 円
令和7年1月29日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00	783,400 円
令和7年1月29日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	2,100.00	329,028 円
令和7年2月5日	パアン事務所へ活動資金として	JPY	750,000.00	750,000 円
令和7年2月7日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	20,000.00	3,123,600 円
令和7年2月7日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	9,000.00	1,368,000 円
令和7年2月7日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,520,000 円
令和7年2月7日	イスタンブール事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,218,400 円
令和7年2月7日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR	7,000.00	1,106,700 円
令和7年2月7日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	6,000.00	912,000 円
令和7年2月10日	スーダン事務所へ活動資金として	USD	8,000.00	1,221,280 円
令和7年2月10日	プノンペン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00	1,526,600 円
令和7年2月12日	パアン事務所へ活動資金として	USD	25,000.00	3,904,500 円
令和7年2月12日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	15,000.00	2,316,450 円
令和7年2月14日	パアン事務所へ活動資金として	USD	9,000.00	1,386,540 円
令和7年2月14日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	23,000.00	3,543,380 円

実施日	使 途	金 額	
令和7年2月17日	パアン事務所へ活動資金として	USD 9,000.00	3,330 円
令和7年2月20日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 80,000.00	12,146,400 円
令和7年2月20日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,518,300 円
令和7年2月20日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD 13,000.00	1,973,790 円
令和7年2月25日	カブール事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,509,300 円
令和7年2月28日	ホイマ事業の調査・アドバイザー業務の委託費として、 [redacted] (コンサルタント会社)へ支払い	EUR 18,000.00	2,819,700 円
令和7年3月4日	カブール事務所の賃貸料として、[redacted] (事務所オーナー)へ支払い	USD 2,210.00	331,411 円
令和7年3月5日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR 4,000.00	641,280 円
令和7年3月7日	パアン事務所へ活動資金として	JPY 500,000.00	500,000 円
令和7年3月7日	パアン事務所へ活動資金として	JPY 1,000,000.00	1,000,000 円
令和7年3月7日	キシノウ事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	455,280 円
令和7年3月7日	キシノウ事務所へ活動資金として	EUR 7,000.00	1,120,350 円
令和7年3月7日	ウクライナにおける地雷・不発弾除去活動の委託費として、[redacted] (協力団体)へ支払い	USD 40,000.00	5,950,800 円
令和7年3月7日	ホイマ事業の調査・アドバイザー業務の委託費(交通費)として、[redacted] [redacted] (コンサルタント会社スタッフ)へ支払い	EUR 431.00	69,287 円
令和7年3月11日	ドゥシャンベ事務所へ活動資金として	USD 6,000.00	884,280 円
令和7年3月14日	カクマ事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	2,245,050 円
令和7年3月14日	カブール事務所へ活動資金として	USD 42,000.00	6,279,840 円
令和7年3月14日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、[redacted] [redacted] (現地団体)へ支払い	USD 17,000.00	2,533,850 円
令和7年3月14日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、[redacted] [redacted] (現地団体)へ支払い	USD 12,000.00	1,788,600 円
令和7年3月17日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 4,900.00	729,022 円
令和7年3月17日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 5,000.00	743,900 円
令和7年3月19日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 3,700.00	553,224 円
令和7年3月19日	パアン事務所へ活動資金として	USD 5,000.00	747,600 円
令和7年3月19日	パアン事務所へ活動資金として	USD 2,000.00	299,040 円
令和7年3月19日	パアン事務所へ活動資金として	USD 17,000.00	2,541,840 円
令和7年3月19日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 25,800.00	3,857,616 円
令和7年3月21日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD 25,000.00	3,744,000 円
令和7年3月21日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 7,100.00	1,056,338 円
令和7年3月21日	パアン事務所へ活動資金として	USD 4,000.00	595,120 円
令和7年3月25日	ウクライナ事業の法的手続きに関わる委託費として、[redacted] [redacted] (コンサルタント会社)へ支払い	USD 500.00	75,825 円
令和7年3月31日	レバノンにおける国内避難民への食料配付に関わる委託費として、[redacted] [redacted] (現地協力団体)へ支払い	USD 40,000.00	6,008,800 円

認定基準等チェック表（第3表）（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
区分		①	②	③	④	⑤	
④	令和6年4月1日～令和7年 3月31日	22人	0人	0%	3人	13.6%	
①	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。							
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	☒ はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人難民を助ける会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申 請 時
役 員 数		22 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3 人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日
志邨 有紀枝 (長 有紀枝)		理事		○							H20/7/1 就任
高橋 敬子		理事		○							H12/10/27 就任
堀江 良彰		理事		○							H16/6/19 就任
鷺田 真理 (鷺田 マリ)		理事		○							H12/10/27 就任
黒川 多喜子 (加藤 タキ)		理事		○							H16/6/19 就任
杉田 洋一		理事		○							H16/6/19 就任
伊勢崎 賢治 (伊勢崎 賢治)		理事		○							H16/6/19 就任 H6/10/13 辞任
加藤 勉		理事		○							H19/6/25 就任
郷農 彬子		理事		○							H19/6/25 就任
谷川 真理		理事		○							H19/6/25 就任
三好 秀和		理事		○							H19/6/25 就任
菅沼 真理子	監事	○							H21/6/25 就任		
萩原 ソパナ	理事	○							H21/6/25 就任		

森 絵里咲 (森 スワン)		理事		○							H21/6/25 就任
山口 明彦		監事		○							H21/6/25 就任
伊藤 美智子 (田畑 美智子)		理事		○							H25/6/25 就任
名取 郁子		理事		○							H25/6/25 就任
忍足 謙朗		理事		○							H27/6/13 就任
河野 眞		理事		○							H27/6/13 就任
沼田 美穂		理事		○							H29/6/17 就任
岡山 典靖		理事		○							R1/6/22 就任
杉浦 千晶 (古川 千晶)		理事		○							R3/6/26 就任
水鳥 真美		理事		○							R6/6/29 就任

(注意事項)

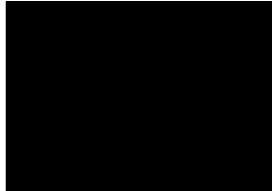
認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 20 日

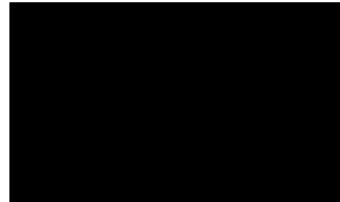
特定非営利活動法人 難民を助ける会

理事長 堀江 良彰 殿



公認会計士

公認会計士



監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の 2024 年4月1日から 2025 年3月 31 日までの 2024 年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類及び財産目録が、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－計算書類及び財産目録作成の基礎

計算書類に対する注記に記載のとおり、計算書類及び財産目録は、所管官庁に提出するために、「NPO 法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書類等を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書類等及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して計算書類及び財産目録

を作成し適正に表示することにより、また、計算書類及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。
- ・ 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金入出金伝票	単票	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト（PCA 公益法人会計）使用 ルーズリーフ	随時	7年
売上伝票	販売管理ソフト（弥生販売）使用 電子データ保管	随時	7年
仕入伝票	販売管理ソフト（弥生販売）使用 電子データ保管	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（PCA 公益法人会計）使用 ルーズリーフ	随時	7年
固定資産台帳	会計ソフト（PCA 公益法人会計）使用 ルーズリーフ	随時	7年
貯蔵品台帳及び 棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年
賃金台帳	給与ソフト（弥生給与）使用 ルーズリーフ	月1回	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会		チェック欄						
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			✓						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td> ☒ </td> <td> ☐ </td> </tr> <tr> <td>する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同	意	☒	☐	する	しない
同	意								
☒	☐								
する	しない								
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの								
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類								
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類								
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程								
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日								
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し								

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会
-----	-------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要です）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ